

事業費補助金調査票(表)

補助金名	合併処理浄化槽維持管理費補助金
------	-----------------

担当課	環境部 環境衛生課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	04	01	06	15 - 01
事業名	合併処理浄化槽維持管理事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	97,812	千円
R1 予算額	97,812	千円
H30 決算額	96,609	千円
H29 決算額	95,471	千円
H28 決算額	95,283	千円
H27 決算額	92,616	千円
H26 決算額	91,823	千円

事業の趣旨・目的	合併処理浄化槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽維持管理費補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の適正な維持管理と設置促進を図ることを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】 補助対象区域内において合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理をしている者とする(その他要件あり)。							
	開始年度	平成	3 年度		【補助対象経費】 ・合併処理浄化槽の維持管理費用に要した経費(保守点検及び清掃に係る費用)							
根拠法令等	(市)成田市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付規則 成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則			経費	【補助率】 ・補助対象経費の1/2(成田空港騒音地域は50%増)(人槽区分と限度額) ・5人槽…18,000円 ・6人槽…21,000円 ・7人槽…24,000円 ・8人槽…27,000円 ・10人槽…33,000円 ・11人槽以上50人槽以下…33,000円							
	留意事項				【近隣自治体の補助率】 ・佐倉市:定額補助 5千円 ・芝山町:定額補助 1万円 ・東金市:定額補助 1万2千円							
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標:維持管理補助金交付件数 (単位:件)							
		金額	件数			割合						
	全体事業費	189,754										
	うち市補助金	96,609	3,203			50.9%						
	うち国補助	0				0.0%						
	うち県補助	0				0.0%						
自己負担	93,145		49.1%									
		<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,203</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,164</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>3,120</td> </tr> </table>		年度	数値	平成30年度	3,203	平成29年度	3,164	平成28年度	3,120	
年度	数値											
平成30年度	3,203											
平成29年度	3,164											
平成28年度	3,120											

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標である、「快適でうるおいのあるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	川や沼の水質汚濁が社会問題となっており、合併処理浄化槽の適正な維持管理が行われることにより、水質汚濁の防止となることから、本事業は現在の社会情勢に合致する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	はい	補助を行わない自治体や、人槽に関わらず定額制をとる自治体があるため、本市の補助水準は高い。本制度の実施により、県内においても法定検査の受検率が高く、適正な維持管理が行われており、公共用水域の水質汚濁防止が図られていることから、今後も補助水準を維持していく必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	維持管理補助金交付件数 H28年度:3,120件、H29年度:3,164件、平成30年度:3,203件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	合併処理浄化槽の設置後において、適正な維持管理が行われることにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止が図られることから有効と考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条に規定する経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	本市の補助水準は高いが、本制度の実施により、県内においても法定検査の受検率が高い状況である。合併処理浄化槽の適正な維持管理により、水質汚濁の防止につながることから、現行の補助水準により継続して実施する。		